

システム概要

第1 建設業法に基づく許可について

建設業法では、建設業を営む者のうち、工事1件の請負額が500万円を超える契約を請け負う場合には、同法第3条の規定に基づく許可を受けなければならないとしている。

建設業の許可は、営業所の所在地に応じて都道府県（又は地方整備局等）が一般建設業と特定建設業に区分して29の業種（土木、建築、電気、菅・・・等）毎に許可しており、許可を受けた建設業を営む者（以下「建設業者」という。）は、その事業活動に応じて、これらの組み合わせから選択して許可を取得している。

北海道における建設業許可は、14の振興局ごとに管内に本店を有する建設業者を所管しており、許可を受けた建設業者は以下の形式による許可番号で管理されている。

【区分】 - 【年度】【振興局頭文字】第【通し番号】号
（例：般-3 石第12300号、特胆第03120号等）

第2 建設業許可オンラインシステムについて

建設業許可オンラインシステム（以下「道システム」という。）は、平成9年に北海道が開発・運用を開始した建設業者の許可情報を管理するシステムであり、行政コミュニケーションネットワークに接続されているWindows端末（以下行コミ端末）で利用できる。

道システム本体は、(株)HBA内のクラウドサーバー内で稼働しており、行コミ端末からはClickOnceを介してシステムを利用している。

道システムの役割は、建設業法の規定に基づき、北海道知事の許可を受けた建設業者について、別紙1に記載する許可情報を道システムに設けられたデータベース（以下「DB」という。）上で管理するとともに、それら許可情報から、許可通知書や許可整理台帳といった、振興局で必要とする帳票を出力することで、事務を補助する役割を担っている。

また、北海道の建設業者に関する許可情報は、国土交通省で運用する「建設業情報管理システム」（以下「CIIS」という。）と連携し、各種情報提供や他システムの基礎データとして活用されていることから、各振興局で更新される許可情報を本庁に集約し、テキストデータとして差分データを作成・出力することが可能となっている。

当該テキストデータをCIISに登録することにより、北海道が管理する建設業者の情報を国土交通省で運用するシステムと整合を図る役割も担っている。

道システムを運用する端末及び各振興局・本庁へ配置している台数は別紙1-2のとおり。

第3 事務処理の流れ

各振興局における事務処理と道システムの利用は概ね図1～図5のとおりとなっている。

まず、建設業者（又は建設業を営む者）から届出（又は許可申請書）が提出され、振興局職員はそれら届出、申請の内容が許可要件を満たすか審査する。

次に審査の結果、要件を満たす場合には、内部で決定手続きの後、道システムに対して、当該業者の許可情報を参照（又は新たに作成）し、届出（申請）の内容を入力する。

振興局は、この処理を繰り返し、適時（午前・午後の2回や1日の終わり等）に入力したデータをDBに反映した後に、処理した申請・届出の別に応じて、許可整理台帳または指令文及び許可通知書をシステムから印刷する。

最後に、印刷した許可通知書に押印の上、申請者へ交付した後に、本庁へ更新した許可情報を送信する。

送信された許可情報を元に、本庁端末では、各振興局の変更を集約し、1日分の差分データを作成。このデータをCIISに取り込むことにより、道内許可業者の許可情報を国と連携している。

図1 申請・届出が提出された時の一連の事務処理

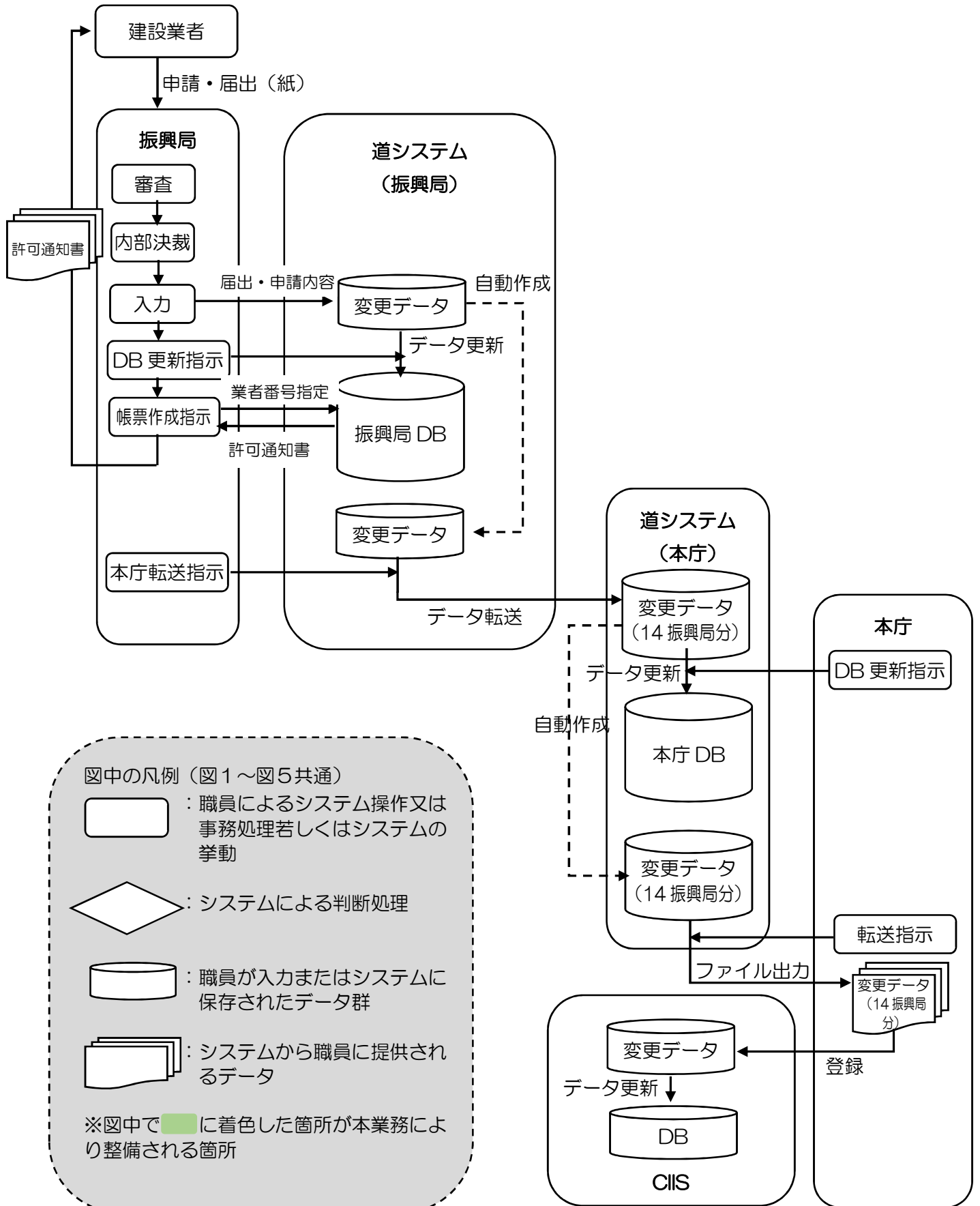


図 2 随時の事務処理

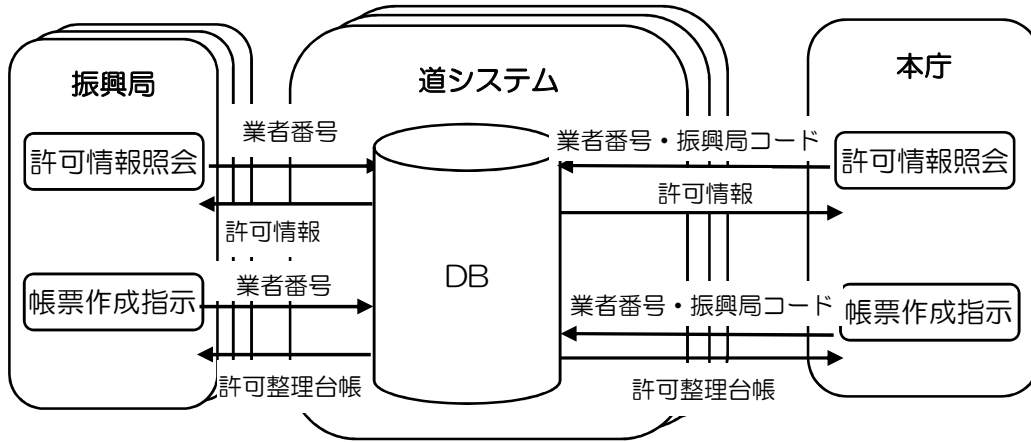


図 3 指令文・許可通知書を作成する際の事務処理

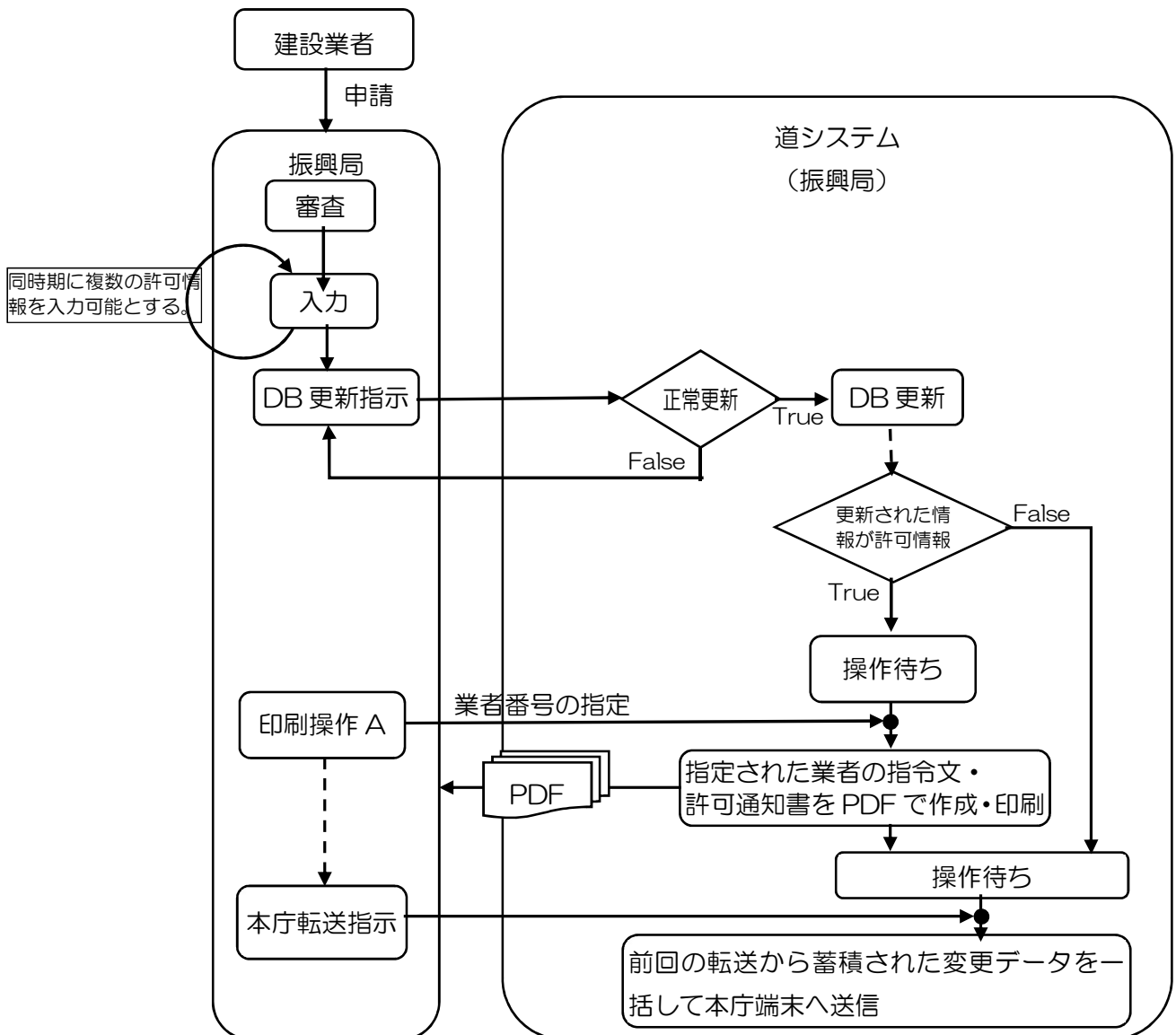


図4 許可整理台帳を作成する際の事務処理

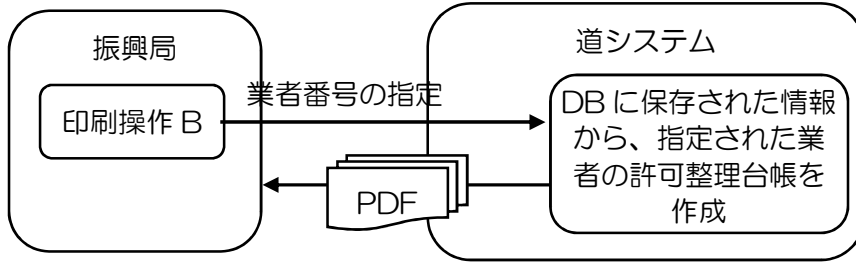
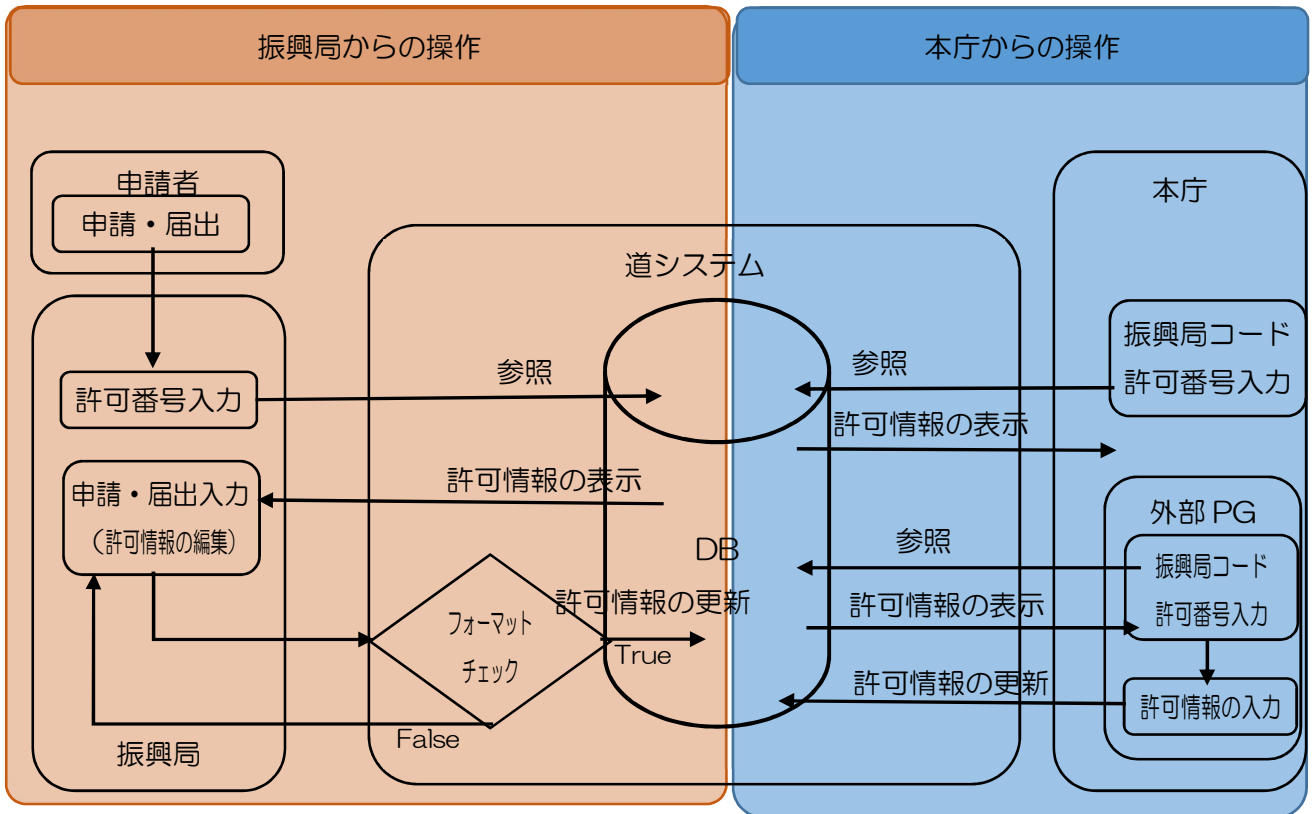


図5 振興局及び本庁からデータベースを編集する際の事務処理の流れ



第4 本業務により追加する機能について

(1) 印刷帳票の種類追加

①許可業者満了一覧表

指定した年月で満了する許可業種を保持する業者の一覧(別紙2)を出力できるようにする。

②許可満了ハガキ

指定した年月で満了する許可業種を保持する業者に対する通知用のハガキデータ(別紙3)を出力できるようにする。

(2) 報告書入力時のチェック機能改善

法人番号は申請時の必須項目となっているが、一度全廃業した業者が数年後に復活するようなケースの場合、チェック機能が仇となり法人番号を別途メンテナンス機能で消す作業が発生する。この手間を省くために、チェック機能の改善を行い、全廃業になっている場合はそのチェックから除外できるようにする。